

大津市ごみ集積所設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が定期収集する家庭廃棄物の集積所（以下「ごみ集積所」という。）の設置（既存のごみ集積所の損耗等により行う再整備を含む。以下同じ。）又は改修（以下「設置等」という。）を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もってごみ集積所周辺の衛生及び環境の保持を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市ごみ集積所設置等補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、設置等を行うごみ集積所に家庭廃棄物を排出しようとする者又は自治会その他の営利を目的としない団体のうち、ごみ集積所を適正に維持管理することができると市長が認めるものとする。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、設置等に必要物品購入費及び工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 一のごみ集積所当たりの補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（この額に1,000円未満の端数が生じた場合は、1,000円未満の端数を切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

(1) ごみ集積所を設置する事業 80,000円。ただし、当該ごみ集積所を利用する世帯として20世帯以上を見込む場合にあっては、100,000円とする。

(2) 既存のごみ集積所を改修する事業 50,000円

3 補助金の交付は、一のごみ集積所につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じて、この要綱による補助金の交付を受けた日から起算して当該各号に定める年数を経過していないときは、補助金の申請を行うことができない。

(1) ごみ集積所（据置き式のものに限る。）を設置する事業 17年

(2) ごみ集積所（据置き式のものを除く。）を設置する事業 7年（この要綱による補助金の交付を受けて、過去にごみ集積所（据置き式のものに限る。）を設置する事業を行ったことがある場合にあっては、17年）

(3) 既存のごみ集積所（据置き式のものに限る。）を改修する事業 7年

4 一の補助対象者が交付を受けることができる補助金の限度額は、各年度につき、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 当該者が当該年度において補助金の交付を受けて実施する事業（以下この項において「補助事業」という。）のうちに20世帯以上の利用を見込むごみ集積所（以下「多数利用集積所」という。）を設置する事業を含まない場合 240,000円

(2) 補助事業のうちに多数利用集積所を1か所設置する事業を含む場合 260,000円

(3) 補助事業のうちに多数利用集積所を2か所設置する事業を含む場合 280,000円

(4) 補助事業のうちに多数利用集積所を3か所以上設置する事業を含む場合 300,000円

(交付申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ごみ集積所設置等補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) ごみ集積所の設置等に係る見積書又はこれに代わるもの

(2) ごみ集積所の設置等を行う場所の位置図及び現況写真

(3) ごみ集積所を設置する事業の場合は、次に掲げる書類

ア ごみ集積所の設置に合わせて新たに本市が行う家庭廃棄物の定期収集を受けようとする者にあつては、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）第14条第1項に定めるごみ集積所届出書の写し

イ 土地の所有者又は借地人の承諾書（自己所有地に設置する場合を除く。）

(4) その他市長が必要と認めるもの

（決定通知書）

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市ごみ集積所設置等補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市ごみ集積所設置等補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市ごみ集積所設置等補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市ごみ集積所設置等補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市ごみ集積所設置等補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市ごみ集積所設置等補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市ごみ集積所設置等補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市ごみ集積所設置等補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書又はその他支払を証明できるもの（明細を記したものを含む。）の写し

(2) ごみ集積所の設置等が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

（確定通知書）

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市ごみ集積所設置等補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市ごみ集積所設置等補助金交付請求書（様式第14号）とする。

（取消通知書）

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定取消通知書（様式15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市ごみ集積所設置等補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式第1号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式第1号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市ごみ集積所設置等補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度	
補 助 事 業 の 区 分	<input type="checkbox"/> ごみ集積所（据置き式のものに限る。）の設置 <input type="checkbox"/> ごみ集積所（折り畳み式のものに限る。）の設置 <input type="checkbox"/> ごみ集積所（据置き式のものに限る。）の改修	
補助事業の目的及び内容		
ごみ集積所の位置 及び利用世帯数		世帯
補助事業の経費所要額	円	
交 付 申 請 金 額	円	
設 置 等 予 定 年 月 日	年	月 日
添 付 書 類	(1) ごみ集積所の設置等に係る見積書又はこれに代わるもの (2) ごみ集積所の設置等を行う場所の位置図及び現況写真 (3) ごみ集積所を設置する事業の場合は、次に掲げる書類 ア ごみ集積所の設置に合わせて新たに本市が行う家庭廃棄物の定期収集を受けようとする者にあつては、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第45号）第14条第1項に定めるごみ集積所届出書の写し イ 土地の所有者又は借地人の承諾書（己所有地に設置する場合を除く。） (4) その他市長が必要と認めるもの	

大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市ごみ集積所設置等補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業等の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業等に要する経費の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第5条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市ごみ集積所設置等補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第6条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市ごみ集積所設置等補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市ごみ集積所設置等補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第7号（第7条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市ごみ集積所設置等補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃止）する理由	
中 止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第8条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第8条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市ごみ集積所設置等補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第11号（第8条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市ごみ集積所設置等補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市ごみ集積所設置等補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
設 置 等 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 対 象 金 額	円
添 付 書 類	(1) 領収書又はその他支払を証明できるもの（明細を記したものを含む。）の写し (2) ごみ集積所の設置等が確認できる写真 (3) その他市長が必要と認めるもの

大津市ごみ集積所設置等補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助事業について、次のとおり大津市ごみ集積所設置等補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 対 象 金 額	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第14号（第11条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

電話番号

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市ごみ集積所設置等補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称			
交 付 確 定 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店	
	口 座 番 号	普通 ・ 当座	
	フ リ ガ ナ 口 座 名 義		

様式第15号（第12条関係）

大津市ごみ集積所設置等補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市ごみ集積所設置等補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市ごみ集積所設置等補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。